

# 平成30年第1回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第17号 別府市税条例の一部改正について
- 議第18号 別府市税特別措置条例の制定について
- 議第19号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第20号 別府市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例の一部改正について
- 議第21号 別府市債権管理条例の制定について
- 議第22号 別府市いじめ対策委員会等設置条例の制定について
- 議第23号 別府市国民健康保険条例及び別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第24号 別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議第25号 別府市介護保険条例の一部改正について
- 議第26号 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 議第27号 別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議第28号 別府市未給水地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議第29号 別府市別府勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第30号 別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
- 議第31号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第32号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第33号 別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第34号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第35号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第36号 別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について

## 議第 17 号

### 別府市税条例の一部改正について

#### 1 趣旨

観光振興に係る自主財源を確保するため、期間を定めて目的税である入湯税の超過課税を行うため、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

条例の施行の日から5年間に限り入湯税の税率を次のとおりとします。(附則第24条関係)

区分	金額
(1) 宿泊料金又は飲食料金が1,500円以上2,000円以下のもの	50円
(2) 宿泊料金又は飲食料金が2,001円以上4,500円以下のもの	100円
(3) 宿泊料金又は飲食料金が4,501円以上6,000円以下のもの	150円
(4) 宿泊料金又は飲食料金が6,001円以上50,000円以下のもの	250円
(5) 宿泊料金又は飲食料金が50,001円以上のもの	500円
(6) 娯楽施設等を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円

(現行)

区分	金額
(1) 宿泊料金又は飲食料金が2,000円以下のもの	50円
(2) 宿泊料金又は飲食料金が2,001円以上4,500円以下のもの	100円
(3) 宿泊料金又は飲食料金が4,501円以上のもの	150円
(4) 娯楽施設等を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円

3 施行期日 平成31年3月31日までの間において規則で定める日

4 担当課 総務部市民税課

## 議第 18 号

### 別府市税特別措置条例の制定について

#### 1 趣旨

地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に定める促進区域内において同法に定める承認地域経済牽引

事業の用に供する施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対する固定資産税の課税免除をできるようにすることに伴い、条例を制定します。

## 2 議案の内容

- (1) 条例には、趣旨、促進区域内における固定資産税の課税免除、課税免除の申請、課税免除の決定、課税免除の取消し、課税免除の承継等を定めます。
- (2) 固定資産税の課税免除では、促進区域内において地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から5年以内に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に係る固定資産税について、その課すべき最初の年度から3年度分に限り、課税免除をすることができるとします。

## 3 施行期日 公布の日

## 4 担当課 総務部資産税課

# 議第19号

## 別府市手数料条例の一部改正について

### 1 趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定められている手数料の標準額の見直しが行われたことに伴い、条例を改正します。

### 2 議案の内容

条例別表第7（消防に関するもの）に定める次の手数料を政令に定める標準額の見直しに合わせ、改定します。

- (1) 3の項の貯蔵所の設置許可申請手数料のうち、次に掲げるもの
  - ア 準特定屋外タンク貯蔵所
  - イ 特定屋外タンク貯蔵所
  - ウ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
  - エ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所
- (2) 15の項の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置に係る完成検査前検査手数料のうち、次に掲げるもの
  - ア 基礎・地盤検査
  - イ 溶接部検査
  - ウ 岩盤タンク検査
- (3) 17の項の特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査

手数料のうち、次に掲げるもの

ア 特定屋外タンク貯蔵所

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 消防本部予防課

## **議第20号**

### **別府市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例 の一部改正について**

1 趣旨

税外収入金の延滞金の端数処理や減免について定めるため、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 延滞金の計算に当たっては、税外収入金に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満のときはその端数金額又はその全額を切り捨て、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満のときはその端数金額又はその全額を切り捨てるものとしします。(第4条関係)

(2) 市長は、納期限内にその納付すべき税外収入金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の額を減免することができることとしします。(第5条関係)

(3) 第1条(目的)の字句の修正をします。

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 総務部債権管理課

## **議第21号**

### **別府市債権管理条例の制定について**

1 趣旨

市の債権管理の一層の適正化を図るため、債権の徴収、放棄等を定める条例を制定します。

2 議案の内容

(1) 条例には、目的、定義、他の法令等との関係、市長等の責務、台帳の整備、

督促、滞納処分等、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等、免除、放棄等について定めます。

(2) 市長等の責務では、法令等の定めるところにより市の債権を適正に管理することを規定します。

(3) 放棄では、非強制徴収債権について、次に掲げる場合は、放棄できると及びその場合は、議会に報告することを規定します。

ア 破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

イ 私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過したとき。

ウ 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人全員が相続放棄をした場合又はその相続人が存在しない場合において、第8条の規定による強制執行等若しくは第10条の規定による債権の申出等の措置を採ったにもかかわらずなお完全に履行されない当該債権が存するとき、又はその相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(4) 市長専決処分条例（昭和31年別府市条例第10号）の一部を改正し、本則第7号（1件5万円未満の権利放棄に関すること。）を削ります。

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 総務部債権管理課

## **議第22号**

### **別府市いじめ対策委員会等設置条例の制定について**

#### 1 趣旨

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下この項において「法」といいます。）に基づき、市立学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、附属機関を設けることに関し必要な事項を定めるため、条例を制定します。

#### 2 議案の内容

##### (1) 別府市いじめ対策委員会

ア 法第14条第3項の規定により、いじめ対策委員会を置きます。

イ いじめ対策委員会の所掌事務は、いじめの防止等のための対策についての審議、法第24条に規定する事案の調査及び法第28条第1項に規定す

る重大事態の調査とします。

ウ いじめ対策委員会は、委員 6 人以内で組織し、教育委員会が委嘱します。

エ 委員の任期は、2 年とします。

オ いじめ対策委員会に、委員長を置きます。

カ 必要があるときは、臨時委員を置くことができることとします。

キ 部会を置くことができることとします。

ク 会議は、委員長が招集し、議長となります。

## (2) 別府市いじめ問題調査委員会

ア 法第 30 条第 2 項の規定により、いじめ問題調査委員会を置きます。

イ いじめ問題調査委員会の所掌事務は、市長の求めに応じ、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査の結果の調査とします。

ウ いじめ問題調査委員会は、委員 5 人以内で組織し、市長が委嘱します。

エ 委員の任期は、イの所掌事務が終了するまでとします。

オ いじめ問題調査委員会に、委員長を置きます。

カ 必要があるときは、臨時委員を置くことができることとします。

キ 会議は、委員長が招集し、議長となります。

## (3) 附則で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年別府市条例第 25 号）の一部を改正し、委員の報酬（日額 4,900 円。ただし、いじめの調査に当たる場合は、日額 8,300 円）及び費用弁償（旅費）について定めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 教育委員会学校教育課

## **議第 23 号**

### **別府市国民健康保険条例及び別府市国民健康保険税条例の一部改正 について**

#### 1 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）により国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部が改正され、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険を行うものとされたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

##### (1) 第 1 条 別府市国民健康保険条例の一部改正

ア 「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に改めます。(第1条関係)

イ 国民健康保険法第11条第2項の規定により市町村に置く市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を「別府市国民健康保険運営協議会」とします。(第1条の2関係)

ウ その他字句の整備をします。

(2) 別府市国民健康保険税条例の一部改正

ア 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の定義を国民健康保険における県の事務を踏まえたものに改めます。(第3条関係)

イ その他字句の整備をします。

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 生活環境部保険年金課

## 議第24号

### 別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法第116条の2に定める病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例(住所地特例)の規定が改められるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条の2に国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者の特例が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

保険料を徴収すべき被保険者に高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者を追加等します。(第3条関係)

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 生活環境部保険年金課

## 議第25号

### 別府市介護保険条例の一部改正について

1 趣旨

平成30年度から平成32年度までの介護保険の保険料率を定めること等に

に伴い、条例を改正します。

## 2 議案の内容

(1) 保険料率を次の表のとおり改定します。(第3条関係)

段階	現行	改正案
第1段階	34,400円	35,700円
第2段階	51,700円	53,500円
第3段階	51,700円	53,500円
第4段階	62,000円	64,200円
第5段階	68,900円	71,300円
第6段階	82,600円	85,600円
第7段階	89,500円	92,700円
第8段階	103,300円	107,000円
第9段階	117,100円	121,300円
第1段階の減額賦課	31,000円	32,100円

(2) 保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする者が申請書に記載する事項に個人番号を追加します。(第9条関係)

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)が改正され、同法第202条による質問等及び同法第214条第3項による罰則の範囲が第2号被保険者の配偶者や世帯主も対象となるよう拡大されたことに伴い、質問等に応じない場合の過料を定める条例第14条の規定中「第1号被保険者」を「被保険者」に改めます。

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

## 議第26号

### 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

#### 1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)により、介護保険法の規定に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めた次に掲げる省令が改正されたことに伴い、条例を改正します。



- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
  - (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
  - (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- 2 次に掲げる条例について、省令の改正内容と同様の改正をします。
- (1) 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年別府市条例第36号）
  - (2) 別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年別府市条例第37号）
  - (3) 別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年別府市条例第29号）
- 3 施行期日 平成30年4月1日
- 4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

## **議第27号**

### **別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について**

#### 1 趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等は、市町村の条例で定めるとされたことから、条例を制定します。

#### 2 議案の内容

- (1) 申請者の要件は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定める従うべき基準に従い、法人とします。（第3条関係）
- (2) 人員及び運営に関する基準等は、条例を定めるに当たっての従うべき基準及び参酌すべき基準を定めた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に従っています。

(3) 前2号のほか、次に掲げる事項を定めます。

ア 利用者の人権擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備をすること。

(第4条第5項関係)

イ 運営規程に苦情処理及び虐待防止に関する事項を定めること。(第21条第6号及び第7号関係)

ウ 介護支援専門員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他資質の向上のための研修の受講を確保すること。(第22条第3項関係)

エ 記録は、5年間保存すること。(第32条第2項関係)

オ 運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならないこと。(第33条関係)

カ 市長は、必要があるときは、市外の区域にある事業所における基準該当居宅介護支援の事業に係る記録の保存期間は、2年以上の期間で別に定めることができること。(第34条第2項関係)

3 施行期日 平成30年4月1日。一部は、平成30年10月1日

4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

## **議第28号**

### **別府市未給水地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について**

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、別府市上水道の給水区域外に居住する市民が使用する給水施設の整備事業に係る分担金を徴収するため、条例を制定します。

2 議案の内容

(1) 条例は、趣旨、定義、分担金の徴収、分担金の額、分担金の徴収の方法、分担金の納期限等を定めます。

(2) 分担金の徴収では、受益者から徴収することを定めます。

(3) 分担金の額では、その総額は、未給水地域給水施設整備事業に要する費用の額に100分の5を乗じて得た額とします。

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 生活環境部環境課

## 議第 29 号

### 別府市別府勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止 について

#### 1 趣旨

別府市別府勤労者体育センターを廃止することに伴い、条例を廃止します。

#### 2 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

#### 3 担当課 経済産業部産業政策課

## 議第 30 号

### 別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正に ついて

#### 1 趣旨

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）により独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）の一部が改正され、条項の移動が生じたこと等に伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

(1) 第 5 条第 5 号中「(独立行政法人水資源機構法第 12 条第 1 項) 第 4 号」を「第 5 号」に改めます。

(2) 第 6 条第 1 項第 2 号イ及び別表第 1 中の「建ぺい率」を「建蔽率」に改めます。

#### 3 施行期日 公布の日

#### 4 担当課 建設部都市政策課

## 議第 31 号

### 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について について

#### 1 趣旨

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の一部改正及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）による都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の一部改正により、一の都市公園に設ける公募対象公園施設の建築面積の総計及び運動施設の

敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は条例で定めるとされたこと等に伴い、条例を改正します。

## 2 議案の内容

- (1) 公募対象公園施設である建築物を設ける場合は、当該建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第3条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとします。(第3条の3関係)
- (2) (1)により公募対象公園施設について上乗せされた建蔽率に、屋根付き広場等高い開放性を有する建築物や仮設公園施設に係る建蔽率をさらに上乗せできることとします。(第3条の3関係)
- (3) 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないとします。(第3条の3関係)
- (4) 都市公園法及び都市公園法施行令の改正により、条項の移動が生じたことに伴い、所要の改正をします。(別表第1関係)

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 建設部公園緑地課

## **議第32号**

### **別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）により公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正され、入居者が認知症である者等の場合において、収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、政令で定めるところにより定めることができるとされたこと等に伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 入居者が収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときの収入の認定及び家賃の決定の方法を定めます。(第14条第4項及び第15条第4項関係)
- (2) 「年5分の割合」を「法定利率」に改めます。(第42条関係)
- (3) 市営両郡橋勤労者住宅Fを廃止します。(別表関係)
- (4) 公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正による条項の異動に伴

い、所要の改正をします。(第13条、第15条、第39条及び第40条関係)

3 施行期日 公布の日。一部は、平成32年4月1日

4 担当課 建設部建築指導課

### **議第33号**

#### **別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

##### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)により公営住宅法の一部が改正され、入居者が認知症である者等の場合において、収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、政令で定めるところにより定めることができるとされたこと等に伴い、条例を改正します。

##### 2 議案の内容

- (1) 入居者が収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときの収入の認定及び家賃の決定の方法を定めます。(第8条第5項及び第18条第4項関係)
- (2) 「年5分の割合」を「法定利率」に改めます。(第21条関係)
- (3) 公営住宅法施行規則の改正による条項の移動に伴い、所要の改正をします。(第7条及び第18条関係)

3 施行期日 公布の日。一部は、平成32年4月1日

4 担当課 建設部建築指導課

### **議第34号**

#### **別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

##### 1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成30年政令第29号)により非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養義務者がある場合における加算額の改定がされたことに伴い、条例を改正します。

## 2 議案の内容

加算額を次のとおり改定します。(第5条第3項関係)

区分	現行	改正案
(1)配偶者	333円	217円
(2)22歳までの子	267円(配偶者がいない場合は、そのうち1人については333円)	333円
(3)22歳までの孫	217円(配偶者及び2	217円
(4)60歳以上の父母等	2歳までの子がない場合	
(5)22歳までの弟妹	は、そのうち1人につい	
(6)重度心身障害者	ては300円)	

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 消防本部庶務課

### 議第35号

#### 市道路線の認定及び廃止について

##### 1 趣旨

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

##### 2 議案の内容

認定路線 石垣南33号線ほか16路線

廃止路線 春木1号線ほか4路線

3 担当課 建設部道路河川課

### 議第36号

#### 別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について

##### 1 趣旨

別府市営セーリング艇庫を大分県セーリング連盟に平成30年4月1日から平成35年3月31日まで長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(平成2年別府市条例第18号)第2条の規定により、議会の議決を求めます。

2 担当課 教育委員会スポーツ健康課